



2024年8月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2024年7月19日付、TikTok Pte. Ltdのサービスに対する税務政策に関するオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号 は以下の通りである。	VAT
<u>2</u>	2024年7月24日付、ビンディン省税務局の債務相殺による補償に関するオフィシャルレター・第2661/CTBDI-TTHT号、具体的には以下の通り。	VAT
<u>3</u>	2024年5月24日付、税務総局の知的財産権の海外販売に関する付加価値税についてのオフィシャルレター・第2204/TCT-CS号は以下の通りである。	VAT
<u>4</u>	2024年8月12日付、ハノイ市税務局の共同事業契約に関する税務政策のオフィシャルレター・第45796/CTHN-TTHT号は以下の通りである。	VAT
<u>5</u>	2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者のための住居に対する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号は以下の通りである。	VAT
<u>6</u>	2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者のための住居に関する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。	PIT

内容

<u>7</u>	2024年8月2日付、ハノイ市税務局のオフィシャルレター・第44496/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。	PIT
<u>8</u>	2024年7月19日付、税務総局のTikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策のオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号は以下の通り。	CIT
<u>9</u>	2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者の住居に関する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。	CIT
<u>10</u>	2024年8月7日付、税務総局の任命状を証明書類として用いる際の法人税の控除対象費用の確定についてのオフィシャルレター・第3468/TCT-CS号、具体的には以下の通り。	CIT
<u>11</u>	2024年7月19日付、税務総局のTikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策についてのオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号は以下の通り。	FCT
<u>12</u>	2024年8月6日付のビンズオン省税務局は、輸入商品の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第21865/CTBDU-TTHT号を発行した、具体的には以下の通り。	IET

内容



13

2024年8月13日付の税務総局は、電子インボイスに関するオフィシャルレター・第3543/TCT-CS号を発行した。具体的には以下の通り。

INV

14

2024年6月19日付の税務総局はレジから発行される電子インボイスの導入の2024年の進捗に関する評価と継続が必要な業務に関するオフィシャルレター・第2637/TCT-DNNCN号を発行した。具体的な内容は以下の通り。

INV

1 TikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策

2024年7月19日付、TikTok Pte. Ltdのサービスに対する税務政策に関するオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号は以下の通りである。

仕入付加価値税の控除の条件の一つは、仕入れたサービスの付加価値税の請求書、輸入時の付加価値税の証明書、または外国側に代わって支払った付加価値税の証明書を持っていることである。

国外の供給者であるTikTok Pte. Ltdからの請求書は、請求書、証明書に関する法律の規定に基づき付加価値税の控除方式で税申告をする組織のための付加価値税の請求書ではない。そのため規定に基づく仕入付加価値税の控除の条件を満たしていない。

2 債務相殺による補償に対する付加価値税

2024年7月24日付、ビンディン省税務局の債務相殺による補償に関するオフィシャルレター・第2661/CTBDI-TTHT号、具体的には以下の通り。

債務相殺として認定される補償項目が現金によるもの：

- 供給者（支払った事業者）は請求書を発行せず、現金支出の証明書のみを作成する。
- 会社（受取側の事業者）は規定に従って収入証明書を作成する。

先述の補償項目を記述する為に、このケースに従って供給者が作成した請求書は規定に正しくなく、そして仕入付加価値税の控除に使用することはできない。

3 知的財産権の海外販売に対する付加価値税

2024年5月24日付、税務総局の知的財産権の海外販売に関する付加価値税についてのオフィシャルレター・第2204/TCT-CS号は以下の通りである。

法律に従ってソフトウェア製品やソフトウェアサービスを輸出する会社の場合、通達・第219/2013/TT-BTC号第9条の条件を満たす場合には、付加価値税率0%が適用される対象に属する。

しかしながら、会社が知的財産権を海外に譲渡する活動があるなら、通達・第130/2016/TT-BTC号第1条2項に基づく付加価値税率0%は適用されない。

4 共同事業契約に関する税務政策

2024年8月12日付、ハノイ市税務局の共同事業契約に関する税務政策のオフィシャルレター・第45796/CTHN-TTHT号は以下の通りである。

会社が個人と共同事業契約を結ぶ場合、政府の政令・第126/2020/NĐ-CP号第7条5項cの規定に基づいて、共同事業の成果配分、形態に関係なく、会社は共同事業の全収入について付加価値税の申告に責任を負い、同時に個人事業者の個人所得税の申告および納付を代わりに行う必要がある。

個人の代わりに税申告を行うための書類は、財務省の通達・第40/2021/TT-BTC号第16条1項の案内に従って実施する。

収入が1億ドン/年を超える個人については、個人所得税の税率は、通達・第40/2021/TT-BTC号に添付、発行されている付録I第2項にある規定に従って実施される。

5 外国人の住居用にマンションを購入した場合の控除対象費用の記録

2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者のための住居に対する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号は以下の通りである。

会社が購入したマンションが財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号第14条に基づく仕入付加価値税の控除対象に属さない場合、仕入付加価値税の控除はできない。

6 外国人の住居用にマンションを購入した場合の控除対象費用の記録

2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者のための住居に関する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。

個人が勤務先の事務所に住んでいる場合、個人所得税の課税対象となる収入は、家賃もしくは減価償却費、電気代、水道代、およびその他のサービス費用を、個人が使用する面積と事務所全体の面積の比率に基づいて計算する。

7 従業員への賞与としての株に関する個人所得税の税務政策

2024年8月2日付、ハノイ市税務局のオフィシャルレター・第44496/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。

企業が従業員に株を賞与として支給する場合：

- この収入は、給与や賃金からの課税所得となり、個人所得税は累進課税税率がそれぞれに適用される。
- 株を賞与として受け取る個人は、給与や賃金からの税金はまだ納付する必要がない。
- 個人が賞与として受けた株を譲渡する際、この株式譲渡からの収入について、給与や賃金からの所得として税申告を行う。

8 TikTok Pte. Ltdのサービスに対する税務政策

2024年7月19日付、税務総局のTikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策のオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号は以下の通り。

ベトナムの企業が外国の供給者TikTok Pte. Ltdから受け取った事業活動に関する各サービスに対する請求書や証明書に、企業の名称、住所、税コードが記載されており、そして条件を満たしていれば、課税所得を確定する際に控除できる費用として算入することができる（外国の供給者がベトナムの企業に対して発行した請求書や証明書上に付加価値税だと確定され表記されている場合も含む）。

9 外国人の住居用にマンションを購入した場合の控除対象費用の記録

2024年8月5日付、ハノイ市税務局の労働者の住居に関する税務政策についてのオフィシャルレター・第44615/CTHN-TTHT号、具体的には以下の通り。

企業が生産活動に使用する固定資産を所有し、直接従業員に住居として使用する場合、その固定資産に取り付けられた設備や内装が固定資産として認められる場合、固定資産の減価償却費は、通達・第96/2015/TT-BTC号第4条の条件を満たせば、課税所得を計算する際の控除対象費用として計上できる。

10 法人税を計算する際の控除対象費用として確定する証明書類が任命状である場合

2024年8月7日付、税務総局の任命状を証明書類として用いる際の法人税の控除対象費用の確定についてのオフィシャルレター・第3468/TCT-CS号、具体的には以下の通り。：

内部移動に関する問題について、財務省は2020年5月7日付の通達・第5476/BTC-CST号を計画投資省に送付し、2019年末のVBFフォーラムの結果を実施する旨を通知した。

それによると、2019年末のベトナム企業フォーラムで、欧州企業連盟は政府に法人税の規定を改正し、任命状を控除対象費用の証明書類として認めるよう提案した（提案番号21）。2020年5月7日付のオフィシャルレター・第5476/BTC-CST号において、財務省は提案番号21に関する案内を以下の様に行っている。

法人税に関する法律の各規定に拠ると、任命状を企業の給与・賃金費用の証明書類の一つとして認める法人税規定の改正提案はまだ適切ではない。

11 TikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策

2024年7月19日付、税務総局のTikTok Pte. Ltdのサービスに関する税務政策についてのオフィシャルレター・第3115/TCT-CS号は以下の通り。

外国の供給者TikTok Pte. Ltdが、2021年9月29日付け財務省の通達・第80/2021/TT-BTC号の第76条、第77条、第78条に在る規定に基づいて登録、申告、および納税を行っている場合、外国の供給者は税務総局の電子ポータルで申告・納税を直接行う。ベトナムに在る企業は外国の供給者の代わりに控除や申告をする必要はない。

12

会社が輸入した商品に対して付加価値税を納付したが、その後、外国の荷主に返却しなければならない場合、会社は納付した付加価値税をどのように処理すれば良いのか？

2024年8月6日付のビンズオン省税務局は、輸入商品の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第21865/CTBDU-TTHT号を発行した、具体的には以下の通り。

会社が輸入商品に対して付加価値税を納付したが、その後、輸入された商品が品質に達していないため外国の荷主に返却しなければならない場合、会社は規定に従って納付した付加価値税の処理を行うために、税関に連絡する。

13 同一顧客の複数のインボイスの調整

2024年8月13日付の税務総局は、電子インボイスに関するオフィシャルレター・第3543/TCT-CS号を発行した。具体的には以下の通り。

会社が同一の購入者に誤りのある複数の請求書を調整／置き換えのために電子請求書を作成した場合、会社は作成した請求書の処理を政令・第123/2020/ND-CP号・第19条2項にある規定に従って行う。

14 2024年中に各小売業者はレジからの電子インボイスの作成が義務付けられる。

2024年6月19日付の税務総局はレジから発行される電子インボイスの導入の2024年の進捗に関する評価と継続が必要な業務に関するオフィシャルレター・第2637/TCT-DNNCN号を発行した。具体的な内容は以下の通り。

2024年には、税務業界は以下の小売業分野に対して、レジから発行される電子インボイスの適用を引き続き見直し、推進する。

- 飲食業、レストラン、娯楽サービス、ショッピングスポット、医薬品の小売、夜間経済活動エリアでの営業施設。
- 金（宝飾品、工芸品）の売買。
- ゴルフ場、ロープウェイ、道路料金の事業；観光チケットの販売；道路旅客運送、美容サービス。

14 2024年中に各小売業者はレジからの電子インボイスの作成が義務付けられる。

特に、ハノイとホーチミン市に本社を置き、大規模な小売業を営むチェーンストアに対して、レジから発行される電子インボイスをまだ適用していない店舗（添付リストによる）は、レジから発行される電子インボイスの適用を必ず実施し、2024年第3四半期に完了することが義務付けられている。

略語

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2024年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

